

# 平成26年8月19日からの大雨により 被災された被保険者の方へ

平成26年8月19日からの大雨により被災された方々におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

広島県後期高齢者医療広域連合では、被災された方に対して、次のような措置を講じています。

申請等される際には、お住まいの市区町役所・役場の窓口にご相談ください。

## 1 被保険者証等を紛失された方について

被保険者証等を紛失又は家庭に残したまま避難している場合など、医療機関の窓口で氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号）を伝えることにより、受診できます。

## 2 住宅等の財産に著しい損害を受けられた方について

### ● 後期高齢者医療保険料の減免又は徴収猶予について

- ・対象となる保険料
- ① 減 免：災害があった月から1年間
  - ② 徴収猶予：支払い可能となる月の月末まで  
(最大6ヶ月間)

### ● 後期高齢者医療一部負担金の減免又は徴収猶予について

- ・対象となる一部負担金
- ① 減 免：申請を受け付けた日から5ヶ月を  
経過した月の末日まで
  - ② 徴収猶予：支払い可能となる月の月末まで  
(最大6ヶ月間)
- ※ 申請期間：災害があった月から1年間

※ 減免又は徴収猶予の対象となる要件や、申請に必要な書類等の詳細については、お住まいの市区町役所・役場の窓口にお尋ねください。

広島県後期高齢者医療広域連合

広島市中区東白島町19番49号  
082-502-7822 (代表)